

副市長（井田正一君）

指定管理者制度のモニタリングについてお答えをいたします。

指定管理者制度のモニタリングにつきましては、指定管理者による管理運営・サービスについて市が監視・監督をし、次年度以降の施設管理に反映させるために、毎年定期的に実施をいたしております。

モニタリングでは、指定管理者に利用状況、事業の実績、次年度の事業計画、こういったものに加え、利用満足度の調査結果の提出を求めています。

モニタリングを担当する職員は、それぞれの施設で実務を担当している施設管理職員から直接聞き取りを行い、現状や利用者ニーズの把握に努めております。

また、指定管理者との信頼関係に基づくパートナーシップにつきましても重要でございますので、モニタリングの際には、利用者本位の協議をそれぞれが十分に行っているところでございます。